

基準 11. 社会的責務

11 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

11 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

- ・組織倫理の基本を担う規程として、本学が所属する静岡精華学園全体にかかわる倫理・コンプライアンス規程を平成 17(2005)年 4 月に施行した。学園全体として、理事長を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、「各所属校において定めた要綱等の遵守と周知を教職員及び学生・生徒等に徹底させ、学園における意識の高揚を図る」ことを目指している。
- ・倫理・コンプライアンス規程の第 1 条に「この規程は、学園の持つ社会的教育責任と公共的使命を常に認識し、健全な学校運営を通じて、学生・生徒等、保護者はもちろん地域および一般社会から信頼の確保を得ることを目的とする。」と記されているように、社会における公的機関である大学として、社会からの信頼を得るように、全学を挙げて努力している。
- ・倫理・コンプライアンス規程においては、2 章で倫理規程、3 章でコンプライアンス、4 章でセクシュアル・ハラスメント防止、5 章でアカデミック・ハラスメント防止に関する規程が示されている。
- ・教職員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、学内外を問わず、大学人としての品格を汚さないよう行動することが求められている。
- ・倫理・コンプライアンス規程に関連する大学内の規則として、従来より「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」があったが、前回の自己評価で、より幅広いハラスメントに対応できる規則に改訂することが必要であるとされていた。そこで、これを平成 21(2009)年 2 月に改訂し、「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」とし、セクシュアル・ハラスメントに限らずアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントを包含する規則に改め、大学内における広範囲なハラスメント防止に対応できる体制を整えた。
- ・この規則により、大学内に、ハラスメント防止・対策委員会が設置されており、(1)ハラスメントの防止、(2)ハラスメントに関する被害救済手続きにおける事実調査及び事実認定、(3)ハラスメントに関して、被害の救済及び環境改善等のための対応又は措置を行なっている。
- ・個人情報の保護に関する学園全体に関わる規程として、「個人情報の保護に関する規程」が制定されている。それに加えて、大学では、教職員および学生にかかわる個人情報の取り扱いについて「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部個人情報保護管理要綱」を定めている。本学の学生・生徒及びその保証人・保護者並びに役員、教職員、卒業生その他これらに準ずる者に関する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本学における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資

することを目的としている。

11 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- ・教職員における重大な法令違反に対しては、厳正な処分を行う旨が倫理・コンプライアンス規程第7章の「罰則、その他」に記されている。違反者に対しては、ハラスメント委員会等で事実の把握、確認を行い、違反が明らかになったときには、合議の上、処分を行なう。
- ・教職員に対しては、年度初めや歳末の教授会や事務部会議において、ハラスメント防止やコンプライアンス遵守にかんする注意を行い、問題行動の防止に努めている。
- ・前回の自己評価の改善策として示した、教職員を対象としたハラスメント防止を促進するために、講習会を、年に一度開催することを決定した。
- ・大学の教育理念の中心は、学生の福祉力を養い、鍛えることである。学生に対しては、福祉系大学の学生として恥じない行動をするように機会あるごとに社会倫理に関する教導を続けている。
- ・「倫理・コンプライアンス規程」および「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」について学生に周知を図るため、『学生便覧』（99～109 ページ）に掲載している。また、新入生に対しては、新学期初めのオリエンテーション等で、大学におけるハラスメントへの取り組みについての小冊子『キャンパス・ライフの手引き』を配布し、被害を受けた場合には、ハラスメント相談員や学生支援総合センター等に連絡することを周知させている。
- ・ハラスメント等が生じたと判断したときには、迅速に調査を行い、ハラスメント委員会で対応策を議論している。その中で、必要に応じて、当事者を呼び出し、事実関係を確かめる。事実関係が明らかになったときには、該当者に対する指導または戒告を行うと共に、被害者への謝罪をさせる。これらハラスメント関連については、学生総合支援センターの機能を活用し、できるだけ早期に発見し、対策を講じることを心がけている。
- ・大学においては、入試、実習、奨学金獲得などの過程において、学生の個人情報に関与することが多い。また、学生個人の大学における成績や出席状況など、個人情報が多数ある。そこで、個人情報保護に関しては、「個人情報の保護に関する規程」を作り対応すると共に、別途、「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部個人情報保護管理要綱」を作り、個人情報の取り扱いには細心の注意を払っている。「個人情報の保護に関する規程」については、学生便覧（92～97 ページ）にも掲載し、学生への周知を図っている。学生の個人データを外部に持ち出す必要があるときには、「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部個人情報保護管理要綱」に示されている個人情報取扱責任者（学部長、学科長、事務部長）の許可が必要である体制を取っている。

(2) 11 - 1 の自己評価

- ・本学では大学を含む学園全体として、倫理・コンプライアンス規程を作成し、教職員にその遵守を指導している。また、学生に対しても『学生便覧』に規程を示すと

共に、各年度初めのオリエンテーション時に周知を図っている。

- ・学生から訴えがあれば、できるかぎり迅速にハラスメント委員会で対応している。
- ・近頃では、セクシャル・ハラスメントとともに、パワー・ハラスメントが問題とされることが多い。学園における倫理・コンプライアンス規程では、それに触れている。しかし従来の大学内の運用規則にはそれに関連する十分な記述がなされていないので、上述した「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」の改定を行なった。
- ・過去に個人情報の漏洩についての事例はなく、個人情報保護が適切になされていると評価している。
- ・学生における福祉力向上が、大学内における教職員との挨拶の交換、バス等の交通機関における高齢者や病人への思いやり行動、学友会を中心とした自主的な学内清掃や大学周辺の道路の清掃実施、ボランティア活動への積極的参加などに現れ、学内における社会貢献への意識の高まりに現れていると評価している。

(3) 11 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ハラスメント全体に対する意識を高め、ハラスメント防止につながるようなキャンペーンを学内で続けていく。また、平成 21(2009)年度中に、外部講師によるハラスメント講習会を実施する。
- ・ハラスメントに関して、教職員と学生のあいだでコンセプト（意識）の違いがあるように思われる。平成 21(2009)年度中に、学生のハラスメントに対する意見などを集約し、学生の意見を取り入れたハラスメントのコンセプトを、教職員に周知させるようにしたい。
- ・個人情報保護についても、過去に事例がなかったことで油断することなく、絶えず教職員の意識を高めると共に、個人情報にかかわる資料の持ち出しを厳しく管理していく。
- ・今後、研究発表等の増加が期待されるが、研究成果の外部発表に関する研究倫理に関する規程がまだ作成されていない。平成 21(2009)年度内に、研究倫理委員会を立ち上げ、規程に作成等について検討をはじめめる。

11 - 2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

<危機管理体制>

- ・危機管理に関する規程として、「静岡福祉大学・静岡福祉大学短期大学部危機管理委員会規程」が設けられている。この委員会は学長を委員長とし、学部長、学科長、事務部長、総務課長等から構成されている。
- ・委員会は、以下の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルの策定に関する事項
 - (2) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関する事項
 - (3) 危機管理対策及び見直しに関する事項

(4) その他危機管理に関し必要な事項

- ・危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルは策定できていないが、緊急時の連絡網の作成、地震時の自衛消防組織の任務編成表を作成して対応している。地震や火事などの災害時における役割分担表や連絡網については今年度版の作成が終わっている。
- ・1年に一度、防災の日にあわせて、教職員と学生一緒になって、防災訓練を行なっている。防災訓練では、消火器を使う消火訓練や高所から脱出するためのはしご車やシューターによる非常脱出装置の体験などを行っている。
- ・本学は焼津市広域避難場所に指定されており、非常時に備えて、焼津市より委託された近隣の住民の避難者ための食料、毛布など（食料：6,000食、毛布：100枚、トイレ：20セット）を学内に備蓄している。

<日常的な危機管理体制>

- ・本学における全施設に関する警備は、センサー警備により実施し、学内不法侵入防止を行っている。建物の施錠は、通常午後8時に近隣の委託契約者により行われ、その後、午後11時の巡回警備と施錠のチェックを実施している。したがって、平日では午後8時以降、午前7時まで、休日では24時間、不法な扉の開閉や窓の破壊はセンサーで検知される。
- ・教員の研究室がある研究室棟の利用については、平日以外の時間帯での教育・研究目的による利用が頻繁にあるため、センサー警備をはずし、別途、教員のICカードにより開閉できる警備システムを導入している。
- ・伝染病感染症に備えて、学校医と保健室を中心として、それに関する対応マニュアルや予防喚起を実施している。
- ・コンピュータの危機管理として、外部からの不正侵入、ウィルスの侵入に対してファイアウォールを設定している。また、個々の利用者のコンピュータに関してもウイルス対策、スパイウェア対策を実施している。
- ・学生個々のユーザIDとパスワードによる利用者管理を行っている。
- ・文書による掲示、Web掲示板を利用し、必要に応じてコンピュータの利用についての注意を促している。

<学生に対する危機管理体制>

- ・学生は入学時に、万一の事故に備えて、学生教育研究災害傷害保険に加入している。これにより、大学における授業や学校行事中、サークル活動中などの事故に対応している。また、大学外においても、通学や外部機関における実習中における事故にも対応している。
- ・4月のオリエンテーション時に、学生に交通安全指導を行なっている。また、年に1度、管轄の警察署の協力を得て交通安全講習会を学内で開催するなど学生の通学時における交通事故を極力防止するよう努めている。
- ・平成20(2008)年度においては、大学生の麻薬使用が大きな社会問題としてマスコミで取り上げられた。本学においても、ホームページや掲示板などにおいて、学生に

麻薬使用の誘惑に負けないように学長告示を出した。また、平成21(2009)年度の4月のオリエンテーションにおいて、静岡県厚生部薬事室や静岡県警察本部の協力を得て、薬物乱用の恐ろしさを学生に理解させるキャンペーン講習会を実施した。

- ・平成21(2009)年の4月下旬から5月にかけて、新型インフルエンザの世界的流行に対応して、学生や教職員に対して、迅速な危機管理がなされている。
- ・学生が緊急時に安全に避難できるように、災害時や緊急時の心得などの行動マニュアルを『学生便覧』(16~17ページ)に示している。
- ・聴覚障害学生に対しては、緊急時には携帯メールによる連絡等を行い、障害ゆえの情報弱者にならないように努めている。
- ・年に1回の定期健康診断・保健調査、年に2回の学校医による健康相談などにより、学生の健康維持に努めている。
- ・学内において、学生の体調が悪くなったときや怪我などに対しては、保健室において常駐する専門スタッフが対応し、救急処置、健康相談、保健指導などを受ける。必要とあれば、学外の病院に連絡している。
- ・入学時に、全学生に対してネットワーク利用における危機管理(ウィルス、利用危険なソフトウェア)についての文書を配付するとともに説明を行い、ネットワーク社会で被害者にならないように、また加害者とならないよう啓蒙を行っている。
- ・ウィルスや危険なソフトウェアが発表されるごとに、掲示等で学生に周知をさせている。

(2) 11 - 2 の自己評価

- ・開学以来、学内では大きな事故・事件もなく、基本的な危機管理体制は整備され、適切に機能している。しかし、過去に問題がなかったからといって、危機管理が十分とは考えていない。前回の自己評価に示したように、今までになかった危険に対しても用心を怠らないことが必要と考える。そこで、平成21(2009)年度は、不審者の侵入の危険性を抑止するために、大学構内の数箇所に防犯カメラを設置することを予定している。
- ・平成16(2004)年の開学当初に、学生の通学時に重大な交通事故が生じ、学生が勉強を継続できない事態が発生した。それを受けて、入学時におけるオリエンテーションでの注意、学生の大学周辺の通学路のチェック、交通安全講習会などを実施し、学生の安全意識を高めてきた。その結果、それ以後では重大事故を防止できたと評価している。しかし、平成20(2008)年度末に、教員が通勤帰宅時に、一時停車不履行車により重症を受けるという事故が発生している。今後は教職員を含めた交通事故防止対策が必要であると痛感している。

(3) 11 - 2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学では大学の入口に守衛がないため、容易に学内に侵入できる。平成21(2009)年度では対応策のひとつとして、防犯カメラの設置を行なう。
- ・学生の通学時の事故をゼロにするため、通学経路の点検や交通安全のキャンペーンをさらに強化したい。また、教職員の通勤時の事故防止対策を検討する。

11 - 3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明 (現状)

11 - 3 - ① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

- ・ 大学における教員の研究成果の一部は『静岡福祉大学紀要』に掲載される。本紀要は、紀要・図書館委員会が編集と校閲を行なっている。この紀要はホームページ上で公開されるとともに、学内及び学外の大学・研究機関等に配布されている。
- ・ 学報『しずおか福祉』は学報委員会が企画・編集を行っている。5,000部を発行し、学内外に配布するとともに、ホームページ上にも掲載している。これは大学新聞的な性格を持つもので、研究や教育に関する教員からの話題、学生との座談会、文化祭や体育祭などの大学行事への取り組みと紹介などをわかりやすく記事にしている。
- ・ 年に一度、卒業研究発表会を教員、学生参加のもとに行なうことにより、教育・研究成果の学内共有化に努めている。
- ・ 教員の最近の研究業績を、ホームページ上の「教員紹介」欄で公開している。
- ・ 大学主催の講演会などを随時、開催し、大学における教育・研究内容を地域住民に広報している。
- ・ 年に一度、社会福祉援助実習報告会および精神保健福祉援助実習報告会を学内の教員と共に、学外の施設、病院等からの参加者を得て実施することで、教育成果を学内外に広報している。
- ・ 平成 21(2009)年 4 月に、『リフレしずふく』第 2 号を 3,000 部発行した。これは、リフレしずふく誌委員会が企画・編集を行なっている。本号では、特集 1 で「心の時代」、特集 2 で「地域と福祉」を主題として、本学における教育・研究内容をわかりやすく解説した。これを、地域の福祉施設や大学のオープンキャンパス、高校訪問時に高校教員に配布するとともに、ホームページ上にも掲載することにより、大学に対する社会的理解を深める努力をしている。
- ・ 学科の改編に伴い、『学校案内』を大幅に改訂し、大学の教育理念である福祉力を中心に、大学の教育内容が理解しやすくする工夫を凝らしたものを製作した。学校案内は広報委員会を中心として、事務部門の入試課および企画広報課との共同作業で企画・編集を行なう。これを静岡県の全高校および山梨県や長野県の一部の高校へ配布している。また、オープンキャンパスに参加した高校生や保護者に配布している。
- ・ 県内の高校に対して、出張授業の案内を配り、要請に応じて出張授業を行なっている。特に系列校である静岡大成高校に対しては、高大連携事業として、前期、後期を通じて、本学教員による講義を実施し、大学教育についての理解促進を目指している。
- ・ 一年に一度、保護者会、後援会総会、同窓会役員会を各々開催しており、その際に本学の状況、学生の学習、成績状況、就職の動向、資格試験の動向、サークル活動の動向などについて保護者等に幅広く説明し、担当教員との懇談などを行なっている。

- ・ 広報活動におけるチェック体制および説明責任は、基本的には事務部門の企画広報課によりなされる。ホームページについては、ホームページ委員会が監閲している。最終的には、教学運営協議会が受け持つ。

(2) 11 - 3 の自己評価

- ・ 大学の教育研究成果を学内外に適切に公開、発信していると評価している。
- ・ 最近では特に、ホームページの改善に取り組み、大学に関する情報を分かりやすく構成し、学内外からいつでも自由に閲覧できる体制の整備が順調に進んでいる。
- ・ 高等学校の教育から大学教育への接続の円滑化を図るため、高大連携事業を他の高校へも拡大する必要性が高いと判断している。

(3) 11 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 高校生が大学教育に触れる機会を増やす高大連携事業を他の高校にも拡大する計画を企画し、数年以内に複数校との高大連携事業を確定する。
- ・ 教育研究成果に関する内外の情報共有をより促進するために、本年度から、『静岡福祉大学紀要』の末尾において、当該年度の教員の教育研究実績を公表する。
- ・ ホームページの見易さ、分かりやすさをさらに向上させるべく、関連委員会で検討・改善を継続する。
- ・ 産官学連携の事業をさらに強化し、本学の研究成果の実用化・応用化を目指す。

【基準 11 の自己評価】

- ・ 高等教育機関として必要な組織倫理やそれに関連する規程なども確立され、適切な運営がなされていると評価している。
- ・ 学内外の危機管理体制についても、完全ではないが、望ましい方向に整備されつつあると判断している。
- ・ 教育研究成果の学内外への広報・周知は十分になされていると判断している。

【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】

- ・ 倫理のコンセプトは時代の流れにより、微妙に変化してくる。だから組織倫理に対する考え方は、絶えず切磋琢磨することが必要であると判断している。本学では、社会的な倫理意識の現状を絶えず参考にしながら、教職員の倫理意識をさらに高める努力を行ないたい。具体的な内容としては、学生と教職員との倫理合同検討会を開き、両者の意識の斉合性を高める工夫を行ないたい。